

# 一般社団法人QBSアラムナイネットワーク 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人QBSアラムナイネットワークと称し、英文ではQBS Alumni Networkと表示する。

(目的)

第2条 当法人は、国立大学法人九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻（以下「QBS」という。）と緊密な連携を保ち、QBSアラムナイネットワークの持続的成長に寄与することにより会員の価値向上を図るとともに、QBSの発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 会員相互のネットワークの維持・拡大に資する事業
- ② 会員の自己研鑽、自己成長を促す機会の提供に資する事業
- ③ 当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を福岡市西区元岡744番地に置く。

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員の資格は、次のとおりとする。

- ① 正会員 QBSの修了生
- ② 準会員 QBSに在籍する学生  
QBSの教員及び教員であった者

(正会員の権利)

第7条 正会員は、第12条に定める代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有するほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に規定された次に掲げる権利を一般法人法上の社員である代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- ① 定款の閲覧等の権利（一般法人法第14条第2項）
- ② 社員名簿の閲覧等の権利（一般法人法第32条第2項）
- ③ 社員の代理権証明書類等の閲覧等の権利（一般法人法第50条第6項）
- ④ 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利（一般法人法第52条第5項）
- ⑤ 社員総会の議事録の閲覧等の権利（一般法人法第57条第4項）
- ⑥ 計算書類等の閲覧等の権利（一般法人法第129条第3項）
- ⑦ 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利（一般法人法第229条第2項）
- ⑧ 合併契約等の閲覧等の権利（一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項）

(入会)

第8条 当法人の会員になろうとする者は、所定の書式による入会申込書により入会の申込みをしなければならない。

(退会)

第9条 会員は、次に掲げる事由により当法人を退会する。

- ① 会員資格の喪失
- ② 会員の退会の申出
- ③ 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- ④ 除名

2 会員は、退会の申出を1か月以上前にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。この場合には、既に支払った会費は返還しない。

(除名)

第10条 当法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議

によって、当該会員を除名することができる。

- ① 本定款その他の規則に違反したとき
- ② 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

### 第3章 代議員

(代議員)

第11条 当法人は、代議員を置き、代議員をもって一般法人法上の社員とする。代議員は、正会員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- ① 各修了年度別に選出された者
- ② 各支部で選出された者

2 代議員は、第10条に掲げる事由により当法人を退会した場合には、一般法人法上の社員としての地位を喪失し、当法人を退会するものとする。

(代議員の選出)

第12条 代議員選挙を行うために必要な規則は、理事会において定める。

- 2 正会員は、代議員選挙に立候補し、又は代議員を選出する権利を有する。理事及び理事会は、代議員を選出することはできない。
- 3 代議員は、正会員のうち、概ね40名の中より1名の割合をもって選出される。

(任期)

第13条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

2 代議員が次の各号に掲げる訴えを提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、一般法人法上の社員の地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しない。

- ① 社員総会決議取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）
- ② 解散の訴え（一般法人法第268条）
- ③ 責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第2

84条)

- 3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員)

第14条 代議員が欠けた場合又は社員総会規則によって定める代議員の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の代議員を選出することができる。補欠の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 2 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - ① 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - ② 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - ③ 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の補欠の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

## 第4章 代議員総会

(議決権)

- 第15条 代議員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。
- 2 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(権限等)

- 第16条 代議員総会は、全ての代議員をもって構成する。
- 2 定時代議員総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時代議員総会は、必要に応じて開催する。
  - 3 代議員総会は、次の事項について議決又は承認する。
    - ① 事業計画の決定
    - ② 予算及び決算
    - ③ 役員を選任及び解任

④ 定款の変更

⑤ その他法令又は本定款で定める事項

4 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、会長がこれを招集する。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により副会長がこれを招集する。

5 代議員総会を招集するには、代議員総会の2週間前までに、代議員に対して招集通知を発する。

(招集)

第17条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第18条 代議員総会は、本定款に別段の定めがある場合のほか、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる代議員総会の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

① 除名（一般法人法第30条第1項）

② 監事の解任（一般法人法第70条第1項）

③ 役員の一部免除（一般法人法第113条第1項）

④ 定款の変更（一般法人法第146条）

⑤ 事業の全部譲渡（一般法人法第147条）

⑥ 解散及び継続（一般法人法第148条第3号、第150条）

⑦ 吸収合併契約の承認及び新設合併契約の承認（一般法人法第247条、第251条第1項、第257条）

(代理人による議決権行使)

第19条 代議員は、次に掲げるものを代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代議員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

① 各修了年度別に選出された代議員の場合には、同じ修了年度の正会員

② 各支部で選出された代議員の場合には、当該代議員が所属する支部の正会員

(書面による議決権行使)

第20条 代議員は、書面により議決権を行使することができる。この場合には、代議員は、法令で定めるところにより、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第21条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び代議員総会において選任された出席者の代表2名以上の者が署名又は記名押印する。

(代議員総会規則)

第22条 代議員総会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、代議員総会において定める代議員総会規則による。

## 第5章 役員等

(役員の設定及び員数、資格)

第23条 当法人は、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上25名以内
- ② 監事 3名以内

2 当法人の役員は、当法人の正会員の中から選任する。

(役員を選任及び解任)

第24条 理事及び監事を選任は、代議員総会において、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の過半数をもって行う。

2 理事及び監事の解任は、代議員総会の決議によって行う。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 任期満了満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 役員は、第23条で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(会長、副会長の員数及び選定等)

第26条 当法人は、会長1名、副会長2名以上を置く。

2 会長は、一般法人法上の代表理事とする。

3 会長は、理事会において、理事の中から選定する。

4 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(顧問)

第27条 当法人は、QBSの教員を顧問とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- ① 業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故又は支障があるときは、会長があらかじめ指名した副会長が理事会を招集する。

(招集手続の省略)

第31条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故又は支障があるときは、会長があらかじめ指名した副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 支部

(支部)

第35条 当法人は、理事会の承認を得て、必要な地に従たる事務所（支部）を置くことができる。

## 第8章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告書
- ② 事業報告書の付属書類
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）



⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時代議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 当法人は、第1項の書類を、定時代議員総会の日から2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くとともに、10年間保存するものとする。

## 第9章 附則

（最初の事業年度）

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2020年3月31日までとする。

（設立時社員の氏名又は名称及び住所等）

第39条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

福岡県久留米市津福今町371番地2

設立時社員 寺松一寿

福岡市中央区警固2丁目16番21-1101号

設立時社員 日高太一

2 当法人の設立時代表理事は、設立時社員の互選によって選定する。

（定款に定めのない事項）

第40条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人QBSアラムナイネットワークを設立するため、設立時社員寺松一寿及び日高太一の定款作成代理人である司法書士法人ライブ事務所 社員 小牟田毅は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成31年3月22日

設立時社員 寺松 一寿

設立時社員 日高 太一

上記設立時社員の定款作成代理人

福岡市博多区中呉服町1番22号

司法書士法人ライブ事務所

社員 小牟田 毅